

事案書 (  経営会議     調整会議 )

開催日：平成26年 7月28日 (月)

担当課：こども部    こども施策推進準備室

<p>件 名： (仮称) 大和市子ども・子育て支援事業計画の策定の方向性について</p>	
<p>提出理由： 子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、子ども・子育て会議への諮問を行うにあたり、その内容について了承を得るため</p>	
<p>内 容：</p>	
<p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年8月に成立し公布された、子ども・子育て関連3法に基づいて、子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)が平成27年4月1日から実施される。</li> <li>新制度の実施に合わせ、子ども・子育て支援法第61条により、新たに子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)の策定が義務付けられた。</li> <li>計画は、5年を一期とするもので、幼児期に提供すべき教育・保育の内容及び地域の子育て支援について、子育て支援施策の「必要量の見込み」、「必要量の確保方策」、「実施時期」などを定めることとされている。</li> <li>このため、本市においても平成26年度中に策定作業を完了し、平成27年4月から当該計画に基づいて子育て支援施策を進めていく必要がある。</li> <li>なお、国は、待機児童の解消に向け、計画の中間年である平成29年度を目安に計画の見直しを行うことを求めている。</li> </ul> <p>2. 計画策定に向けた考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国で定める計画策定の「基本指針」に基づきながら策定を進める。</li> <li>その上で、本市においては子どもの健やかな育ちの達成に向け、地域社会が見守り、支援することにより、親子がともに成長していけるような計画とする。</li> <li>なお、この計画では、平成26年度末で終了する「大和市次世代育成支援行動計画(後期計画)」の内容も引き継ぐものとする。</li> </ul> <p>3. 計画の構成</p> <p>(1) 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと～地域と共に子育て・親育ち～」</li> </ul>	<p>(2) 基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような社会の実現を目指し、「希望する教育・保育が受けられる体制づくり」や「親育ち・地域の子育て力を育むまちづくり」など計5項目を掲げる。</li> </ul> <p>(3) 個別目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本目標に基づき、施策の方向性を示すもので、「待機児童の解消」や「仕事と子育ての両立支援」など計17項目を掲げる。</li> </ul> <p>(4) 教育・保育等の提供区域の設定</p> <p>①教育・保育の提供区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市域を北部、中部、南部の3区域とする。</li> </ul> <p>②地域子ども・子育て支援事業の提供区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国で定める13事業(利用者支援事業、一時預かり事業など)についても事業の特性に合わせて区域を定める。</li> </ul> <p>(5) 教育・保育等に関する必要量の見込み等の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間中の「必要量の見込み(必要利用定員総数等)」を定める。</li> <li>「必要量の見込み」に対応する「必要量の確保方策(幼稚園、保育所、地域型保育事業等の定員数等並びに地域子ども・子育て支援事業の提供量)」及び「実施時期」を定める。</li> </ul> <p>※施設・事業者等に対して実施する意向調査の集計、分析が必要なため、計画に記載する具体的な数値等は今後(10月頃)定める。</p> <p>4. 計画の策定体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者や公募市民等17人で組織された「大和市子ども・子育て会議」及び、同会議の委員5人から構成される「支援事業計画策定部会」において内容の整理、検討を行う。</li> </ul> <p>5. 計画の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て会議により毎年度点検・評価・見直しを行い、その結果を公表する。</li> </ul>
<p>経 過</p> <p>H25. 8    子ども・子育て支援法に基づく計画策定の基本指針(案)の提示</p> <p>H25. 11    市民ニーズ調査を実施</p> <p>H26. 4～    子ども・子育て会議(4回開催)</p> <p>H26. 5～    支援事業計画策定部会(3回開催)</p>	<p>今後の予定</p> <p>H26. 8～    子ども・子育て会議への諮問、答申新制度説明会(市内6会場)の実施</p> <p>H26. 11    市民意見公募手続の実施</p> <p>H27. 3    計画決定</p> <p>H27. 4    子ども・子育て支援事業計画の開始</p>